



熊本県公報

第13478号
令和7年(2025年)
10月21日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

- 告 示
○道路の区域変更……………(道路保全課) 1
○道路の供用開始……………(〃) 1
公 告
○令和7年度(2025年度)ふぐ処理師試験の実施……………(健康危機管理課) 1
登 載 依 頼
○第3回熊本県環境基本指針・計画検討委員会の開催……………(環境審議会) 2

告 示

熊本県告示第741号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年(2025年)10月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)10月21日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本菊陽線	菊池郡菊陽町大字原水字下八町 2085番3地先から	前	13.6 ～ 41.4	19.0	廃道処分
		同所 2085番3地先まで	後	13.6 ～ 26.2	19.0	

2 区域を変更する期日 令和7年(2025年)10月21日

熊本県告示第742号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)10月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)10月21日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳本渡線	天草市宮地岳町字尾ノ上 3136番1地先から	9.5	災害復旧工事
		同所 3136番1地先まで		

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)10月21日

公 告

熊本県公告第620号

熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条第3項の規定により令和7年度（2025年度）熊本県ふぐ処理師試験を次のように実施するので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年（2025年）10月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 試験日時
令和8年（2026年）2月1日（日）午前9時から
- 2 試験会場
熊本市中央区春竹町481番地
学校法人常盤学園 シェフパティシエ学院
- 3 試験科目
 - (1) 筆記試験
ア 水産食品の衛生に関する知識
イ ふぐに関する一般知識
 - (2) 実地試験
ア ふぐの種類鑑別
イ ふぐの処理と鑑別
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類
ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 写真2枚（受験願書提出前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、1枚を写真票に貼付すること。）
 - (2) 受験手数料
13,500円
 - (3) 受験の申込方法
試験を受けようとする者は、関係書類に受験手数料13,500円分の熊本県収入証紙を添えて、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、熊本県健康福祉部健康危機管理課食品乳肉衛生班（郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号）に提出すること（郵送する場合は、現金書留によること。）
 - (4) 受験願書の提出期間
受験願書の提出期間は、令和7年（2025年）12月3日（水）から令和7年（2025年）12月16日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする（熊本市保健所においては、午後5時までとする。）。
なお、郵送の場合は、令和7年（2025年）12月16日（火）までの消印のあるもの限り受け付ける。
- 5 合格基準
 - (1) 筆記試験
合計得点が満点の6割以上であること。
 - (2) 実地試験
総得点が満点の8割以上であること。ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合及び生殖器官（精巣・卵巣）の鑑別を誤った場合は、満点の8割以上であっても不合格とする。
- 6 合格発表等
 - (1) 合格者の発表は、令和8年（2026年）2月17日（火）午前10時に、県庁行政棟本館ロビー、熊本県各保健所、熊本市保健所及び熊本県ホームページにて行う。
 - (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 その他
 - (1) 受験願書の請求及び試験についての照会は、熊本県各保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課食品乳肉衛生班（電話096-333-2247（ダイヤルイン））に行うこと。
 - (2) 郵便による受験願書の請求は、110円分の切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒を同封し、熊本県各保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課食品乳肉衛生班に行うこと。

登 載 依 頼

熊本県環境審議会公告第6号

第3回熊本県環境基本指針・計画検討委員会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和7年（2025年）10月21日

熊本県環境基本指針・計画検討委員会委員長 高宮 正之

- 1 開催日時

- 令和7年(2025年)10月30日(木) 午前9時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 防災センター 314会議室
 - 3 議題
第七次熊本県環境基本計画(素案)(パブリック・コメント案)について
 - 4 傍聴者の定員
10人
 - 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該委員会の会場において、熊本県環境審議会事務局の許可を得た上で会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、会場にて午前9時00分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局(熊本県環境生活部環境局環境立県推進課)
(電話096-333-2266)